（別記様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和６年度 |
| 計画主体 | 愛　別　町 |

愛別町鳥獣被害防止計画（第６次）

＜連絡先＞

担当部署名　　　愛別町産業振興課

所在地　　　北海道上川郡愛別町字本町179番地

電話番号　　　０１６５８（６）５１１４

ＦＡＸ番号　　　０１６５８（６）５１１０

メールアドレス　　　sangyoushinkou@town.aibetsu.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、タヌキ |
| 計画期間 | 令和７年度～令和９年度 |
| 対象地域 | 愛別町 |

２．鳥獣による農林業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

|  |  |
| --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |
| 品　目 | 被害数値 |
| エゾシカ | 水稲 | 197千円　　0.18ha |
| ヒグマ | デントコーン | 49千円　　0.10ha |
| アライグマ | スイートコーンイチゴ　米スイカ | 148千円　　0.14ha25千円　　0.13ha5千円　　0.05ha6千円　　0.01ha |
| 小計 | 184千円　　0.33ha |
| キツネ | イチゴスイートコーン | 5千円　　0.03ha11千円　　0.01ha |
| 小計 | 16千円　　0.04ha |
| タヌキ | ブドウ | 3千円　　0.03ha |
|  | 合計 | 449千円　　0.68ha |

（２）被害の傾向

|  |
| --- |
| 【エゾシカ】愛別町全域で、年間を通して出没情報があり農林業に被害がある。特に水稲の移植が始まる頃から食害や踏害の被害が発生している。捕獲によって被害は減少しているが、山沿いでは特に被害が多い状況にある。【ヒグマ】愛別町全域で、４月から11月にかけて町民等から約20件の出没情報が寄せられており、８月頃からデントコーン畑で食害が発生している。また、頻繁な出没は、農作業を控えることによる間接的な被害や重大な人身事故につながる恐れがあり、大きな問題と認識している。【アライグマ】　平成27年度から捕獲しているが、繁殖力が強く、生息数は増加していると思われる。近年は、年間を通じて住宅地に頻繁に出没する痕跡が見られ、スイートコーンを中心とする農作物や家庭菜園の食害だけではなく、納屋に保管している米袋を破損させる等の被害が発生している。 |
| 【キツネ】農村部では、水田の畔などに巣穴を作って繁殖し、畑を荒らしている。市街地では、空き家の床下等に住み着いて頻繁に出没し、家庭菜園の食害等が発生している。【タヌキ】令和５年度から農村部の家庭菜園に出没し、食害が発生している。 |

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（令和５年度） | 目標値（令和９年度） |
| エゾシカ | 被害額 | 197千円 | 190千円 |
| 被害面積 | 0.18ha | 0.17ha |
| ヒグマ | 被害額 | 49千円 | 40千円 |
| 被害面積 | 0.10ha | 0.08ha |
| 人身事故 | 0件 | 0件 |
| アライグマ | 被害額 | 184千円 | 160千円 |
| 被害面積 | 0.33ha | 0.29ha |
| キツネ | 被害額 | 16千円 | 13千円 |
| 被害面積 | 0.04ha | 0.03ha |
| タヌキ | 被害額 | 3千円 | 2千円 |
| 被害面積 | 0.03ha | 0.02ha |

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | 【全獣種】・愛別町鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を中心に被害状況調査や生息状況調査を行い、効率的な被害防止対応及び捕獲を実施。・捕獲に係る助成単価を設定して猟友会に補助を実施。・第一種猟銃免許及びわな猟免許、銃砲所持許可の取得者へ取得費用を助成。 | ・愛別町鳥獣被害対策実施隊員（以下「実施隊員」という。）の高齢化が進んでいるため、新たな担い手の確保、育成が急務である。 |
| 【エゾシカ】・実施隊の協力を得て銃器及びわなによる捕獲を実施。（捕獲後は、一般廃棄物処理場に搬入して処理。持ち帰りが困難な場合は、捕獲現場にて埋設処理。）・一斉捕獲活動を実施。 | ・銃器による捕獲は、場所や時間帯等、多くの制限がある。 |
|  | 【ヒグマ】・ヒグマの目撃等の情報提供が町職員や実施隊員にあった場合は、町職員及び実施隊員による現地確認、地域住民等に出没情報を周知して注意喚起、必要に応じて実施隊員による追上げや追払い、ヒグマ出没注意の看板を設置。・実施隊の協力を得て銃器及び箱わなによる捕獲を実施。箱わなの設置箇所の近くには、センサーカメラを設置して出没状況を確認。（捕獲後は、一般廃棄物処理場に搬入して処理。持ち帰りが困難な場合は、捕獲現場にて埋設処理。） | ・急な出没に対応できる体制づくりが課題である。・銃器が使用できない場所に出没した場合の対応が課題である。・捕獲にあたっては、他獣種より危険性が高いことから、新たな担い手の確保、育成が困難である。 |
| 【アライグマ】・平成18年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）により作成した「愛別町におけるアライグマ、カニクイアライグマ防除実施計画書」（以下「防除実施計画書」という。）に基づき、銃器及び箱わなによる捕獲を実施。（捕獲後は、一般廃棄物処理場に搬入して処理。） | ・繁殖力が強いことから生息数は増加していると思われ、根絶に向けた効果的な捕獲体制の整備が課題である。・捕獲後の電気止め差しによる殺処分が、従事者にとって精神的に負担であり、課題である。 |
| 【キツネ】・実施隊員の協力を得て銃器及び箱わなによる捕獲を実施。（捕獲後は、一般廃棄物処理場に搬入して処理。）・一斉捕獲活動を実施。 | ・警戒心が強く、箱わなにかかりづらいため、効果的に捕獲できないことが課題である。 |
| 【タヌキ】・実施隊員の協力を得て箱わなによる捕獲を実施。（捕獲後は、一般廃棄物処理場に搬入して処理。） | ・警戒心が強く、箱わなにかかりづらいため、効果的に捕獲できないことが課題である。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 該当なし |  |
| 生息環境管理その他の取組 | 該当なし |  |

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| 【全獣種】・被害状況調査や生息状況調査を行い、効率的な被害防止対応及び捕獲を実施する。・捕獲に係る助成単価を設定して猟友会に補助する。・第一種猟銃免許及びわな猟免許、銃砲所持許可の取得者へ取得費用を助成する。【エゾシカ】・実施隊の協力を得て銃器及びわなでの捕獲を継続し、農作物への被害を防止するとともに新たな担い手の確保、育成に努める。・一斉捕獲活動を実施する。 |
| 【ヒグマ】・ヒグマの目撃等の情報提供が町職員や実施隊員にあった場合は、町職員及び実施隊員による現地確認、地域住民等に出没情報を周知して注意喚起、必要に応じて実施隊員による追上げや追払い、ヒグマ出没注意の看板を設置する。・実施隊の協力を得て銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。箱わなの設置箇所の近くには、センサーカメラを設置して出没状況を確認。（捕獲後は、一般廃棄物処理場に搬入して処理。持ち帰りが困難な場合は、捕獲現場にて埋設処理。）・地元住民の協力を得て、林縁部の下草刈り、ヒグマを誘引する恐れのある農産廃棄物や生ゴミ等を適正に管理する。【アライグマ】・外来生物法により作成した防除実施計画書に基づき、銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。・町内に生息するアライグマの根絶を目標として箱わなの設置箇所を増やす等、捕獲の強化に努める。【キツネ】・実施隊員の協力を得て銃器及び箱わなによる捕獲を実施し、農作物被害の拡大防止に努める。・一斉捕獲活動を実施する。【タヌキ】・実施隊員の協力を得て箱わなによる捕獲を実施し、農作物被害の拡大防止に努める。 |

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |
| --- |
| 【全獣種】・愛別町有害鳥獣対策連絡協議会（以下「協議会」という。）や関係機関と連携、協力して効果的な対策を協議し、農畜産物への被害を防止する。・捕獲に係る助成単価を設定して猟友会に補助する。【エゾシカ、ヒグマ】・実施隊員が比較的大型の獣種を捕獲するにあたっては、わな又はライフル銃以外の猟銃での捕獲が困難な場合、長距離でも威力のあるライフル銃を使用した効率的な捕獲活動を実施し、被害の発生及び拡大防止のためにライフル銃を所持させることを目指す。【エゾシカ】・実施隊の協力を得て銃器及びわなによる捕獲を実施する。・国有林内での捕獲は、入林許可を申請し実施する。 |
| 【ヒグマ】・ヒグマの目撃等の情報提供が町職員や実施隊員にあった場合は、町職員及び実施隊員による現地確認、地域住民等に出没情報を周知して注意喚起、必要に応じて実施隊員による追上げや追払い、ヒグマ出没注意の看板を設置する。・実施隊の協力を得て銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。箱わなの設置箇所の近くには、センサーカメラを設置して出没状況を確認する。【アライグマ】・外来生物法により作成した防除実施計画書に基づき、銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。【キツネ】・実施隊員の協力を得て銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。【タヌキ】・実施隊員の協力を得て箱わなによる捕獲を実施する。 |

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和７年度 | エゾシカヒグマアライグマキツネタヌキ | ・第一種猟銃免許及びわな猟免許、銃砲所持許可の取得者へ取得費用を助成する。・新たな担い手を確保、育成する。 |
| 令和８年度 | 同　上 | * 上
 |
| 令和９年度 | 同　上 | 同　　上 |

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 　捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 【エゾシカ】　平成25年から計画的な捕獲活動を行い、平成29年度からは冬期間の有害捕獲を行っているが、生息数は増加していると思われ、効果的な被害防止対策が必要である。しかし、令和６年度中に実施隊の中心隊員1名が高齢により脱退し、捕獲頭数の減少が見込まれるが、既存実施隊員の育成に努め、被害の軽減目標値達成を目指す。 |
| 【ヒグマ】　例年、約20件の目撃等の情報提供があり、その都度、現地確認している。愛別町における過去３年間の平均捕獲頭数は約４頭となる。引き続き銃器及び箱わなでの捕獲を行い、被害の軽減目標値達成を目指す。【アライグマ】　平成27年度から捕獲しているが、生息数は増加していると思われる。平成29年度から町内に生息するアライグマの根絶を目標とし、箱わなの設置場所を増やすなど捕獲強化に取り組み、愛別町における過去３年間の平均捕獲頭数は約63頭となる。引き続き銃器及び箱わなでの捕獲を行い、被害の軽減目標値達成を目指す。【キツネ】　平成29年度から捕獲数及び農作物の被害報告が増えており、計画的な有害捕獲を実施した結果、捕獲数は増加した。愛別町における過去３年間の平均捕獲頭数は約５頭となる。引き続き銃器及び箱わなでの捕獲を行い、被害の軽減目標値達成を目指す。【タヌキ】　令和５年度から農作物の被害報告があり、引き続き箱わなを効果的に設置する等し、被害の軽減目標値達成を目指す。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| エゾシカ | 50 | 50 | 50 |
| ヒグマ | 5 | 5 | 5 |
| アライグマ | 50 | 50 | 50 |
| キツネ | 10 | 10 | 10 |
| タヌキ | 5 | 5 | 5 |

|  |
| --- |
| 　捕獲等の取組内容 |
| 【エゾシカ】・捕獲区域は、愛別町全域とする。・捕獲期間は、年間を通して設定する。また、一斉捕獲活動による捕獲を実施する。・捕獲方法は、銃器及びわなとする。【ヒグマ】・捕獲区域は、愛別町全域（目撃情報等のある場所）とする。・捕獲期間は、年間を通して設定する。・捕獲方法は、銃器及び箱わなとする。 |
| 【アライグマ】・捕獲区域は、愛別町全域とする。・捕獲期間は、年間を通して設定する。・捕獲方法は、外来生物法により作成した防除実施計画書に基づき、銃器及び箱わなとし、箱わなによる捕獲後は、電気止め差しにより殺処分する。【キツネ】・捕獲区域は、愛別町全域とする。・捕獲期間は、更新を繰り返し、年間を通して設定する。・捕獲方法は、銃器及び箱わなとし、箱わなによる捕獲後は、電気止め差しにより殺処分する。【タヌキ】・捕獲区域は、愛別町全域とする。・捕獲期間は、更新を繰り返し、年間を通して設定する。・捕獲方法は、箱わなとし、箱わなによる捕獲後は、電気止め差しにより殺処分する。 |

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 【必要性】比較的大型獣種のエゾシカやヒグマを捕獲するにあたっては、わな又はライフル銃以外の猟銃での捕獲が困難な場合、長距離でも威力のあるライフル銃を使用することが、必要不可欠なため。【取組内容】捕獲手段：ライフル銃による捕獲捕獲予定時期：令和７年４月～令和10年３月捕獲予定場所：愛別町全域 |

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|  | 該当なし |

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 |
| 　　　　　年度 | 　　　　　年度 | 　　　　　年度 |
| 該当なし |  |  |  |

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 　　　　　年度 | 　　　　　年度 | 　　　　　年度 |
| 該当なし |  |  |  |

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和７年度 | エゾシカヒグマアライグマキツネタヌキ | 農業や生活環境被害、人身事故防止のため、愛別町猟友会の活動費を補助する。補助額　1,500千円 |
| 令和８年度 | 同　上 | 同　　上 |
| 令和９年度 | 同　上 | 同　　上 |

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役　　割 |
| 旭川東警察署愛別駐在所 | 出没区域の整理、巡回、警備、周辺住民への周知、交通事故対応 |
| 愛別町 | 出没区域確認、巡回、周辺住民への周知、注意看板の設置、必要に応じ関係機関への連絡 |
| 愛別町鳥獣被害対策実施隊愛別町猟友会 | 出没区域の巡回、捕獲活動、鳥獣の生態に関する助言 |

（２）緊急時の連絡体制

|  |
| --- |
| 旭川東警察署愛別駐在所出没情報連絡連絡、連携、情報共有愛別町出動、情報共有愛別町鳥獣被害対策実施隊愛別猟友会※必要に応じ、愛別町教育委員会、上川中央農業協同組合、愛別町森林組合等に連絡 |

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| エゾシカ及びヒグマは、一般廃棄物処理場に搬入し、処理する。持ち帰りが困難な場合は、捕獲現場で埋設する。　アライグマ、キツネ及びタヌキは、一般廃棄物処理場に搬入し、処理する。 |

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 | 該当なし |
| ペットフード | 該当なし |
| 皮革 | 該当なし |
| その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等） | 該当なし |

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
| 該当なし |

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
| 該当なし |

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会の名称 | 愛別町有害鳥獣対策連絡協議会 |
| 構成機関の名称 | 役　　割 |
| 愛別町 | 鳥獣被害防止対策全体の統括、鳥獣被害防止計画の策定及び変更、捕獲従事者への連絡調整、対象鳥獣の捕獲許可申請事務、農林業被害調査、住民への普及啓発、関係機関との連絡調整等 |
| 愛別町猟友会 | 捕獲従事者の統括、有害鳥獣駆除等 |
| 上川中央農業協同組合 | 農業被害情報収集、提供等 |
| 愛別町森林組合 | 森林被害情報収集、提供等 |

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 旭川東警察署愛別駐在所 | 出没区域の整理、巡回、警備、周辺住民への周知、交通事故対応等 |
| 上川中部森林管理署愛別森林事務所 | 国有林内の被害調査、駆除時の入林許可等 |
| 北海道上川総合振興局農務課 | 鳥獣被害防止計画の指導 |
| 北海道上川総合振興局環境生活課 | 鳥獣対策の窓口 |
| 北海道上川南部森林室 | 道有林内の被害調査、駆除時の入林許可等 |
| 愛別町農業委員会 | 農地等に関する情報収集、提供等 |
| 上川農業改良普及センター | 鳥獣被害対策への技術指導、助言等 |
| 北海道中央農業共済組合 | 鳥獣被害に係る損害評価、情報提供等 |

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
| ・愛別町鳥獣被害対策実施隊　平成26年４月１日設置・被害防止施策　対象鳥獣の捕獲に関すること　被害状況、対象鳥獣の出没状況等の調査に関すること　その他鳥獣被害防止対策に関すること・構成　北海道猟友会旭川支部愛別部会に所属し、町長が任命した者。　（令和７年２月現在　13名）・実施体制図愛別町産業振興課（事務局）　　　　　　　　　（連絡・情報共有）愛別町鳥獣被害対策実施隊員（13名） |

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
| 該当なし |

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
| ・隣接町村と情報交換を行い、ヒグマの出没情報は、出没場所の把握に努める。特に町境周辺での出没情報は、密に連携を図り対応する。 |